

広島市告示第114号
令和4年3月8日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 エキシティ広島、エディオン蔦屋家電

所在地 広島市南区松原町88番地

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社エディオン

代表取締役 久保 允誉

広島市中区紙屋町2-1-18ほか15法人、49名

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 名 称 (仮称)広島駅南口Cブロック第一種市街地再開発事業施設建築物

所在地 広島市南区松原町88番地

(変更後) 名 称 エキシティ広島、エディオン蔦屋家電

所在地 広島市南区松原町88番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり

(変更後) 別紙のとおり

4 変更年月日

平成29年2月27日

5 届出年月日

令和4年3月3日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号

広島市南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和4年3月8日から同年7月8日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和4年7月8日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小 売 業 者		住 所
氏名又は名称	代表者 (法人の場合)	
株式会社エディオン	代表取締役 久保 允誉	広島市中区紙屋町二丁目1番18号
未定	—	—

(変更後)

小 売 業 者		住 所
氏名又は名称	代表者 (法人の場合)	
株式会社エディオン	代表取締役 久保 允誉	広島市中区紙屋町二丁目1番18号
株式会社ニチエー	代表取締役 上野 郁夫	広島県福山市南松永町二丁目19番31号
株式会社酒商山田	代表取締役 山田 淳仁	広島市南区宇品海岸二丁目10番7号
株式会社ヘブン・デュオ	代表取締役 川江 康裕	大阪府大阪市中央区南船場四丁目11番5号
グローバルソリューションサー ビス株式会社	代表取締役 毛呂 達士	東京都品川区五反田七丁目22番17号
UPSWING STYLE株 式会社	代表取締役 安部 春輝	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目36番10号
株式会社マルゴデリ	代表取締役 平野 裕治	岡山県岡山市北区田町一丁目1番11号
HOYA株式会社	代表執行役 鈴木 洋	東京都新宿区西新宿六丁目10番1号
リジョー株式会社	代表取締役 植田 卓	広島市佐伯区石内上1-5-1
株式会社植田商店	代表取締役 藤井 巖	広島市安芸区海田町寺迫二丁目3番35号
カート株式会社	代表取締役 岡 拓樹	広島市南区松原町3番1-112
有限会社なかみち	代表取締役 中道 元子	広島市南区松原町3番1-101号
株式会社菱和	代表取締役 河津 宏紀	広島市南区仁保新町一丁目4番29号